

平成 28 年 11 月 1 日

福島県経営者協会連合会
会長 笠原 賢二 殿

福島労働局長
島浦 幸夫



過重労働解消に向けた取組に関する要請書

デフレから完全に脱却し、経済の好循環を回し続けるためにも、長時間労働を是正し、労働の質を高め、生産性を向上させることが非常に重要です。また、少子高齢化で労働力人口の減少が懸念される中で、女性をはじめとするすべての人々が社会で活躍できるよう、安心して働くことができる環境を整備することも重要です。

しかしながら、我が国においては、依然として長時間労働の問題が認められ、年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまるなど、長時間労働の削減を始めとした働き方の見直しが求められています。

福島県においては、平成 27 年の労働者 1 人当たりの平均年間総労働時間は 1887 時間となっており、平成 21 年以降、毎年増加傾向にあります。また、週 60 時間以上働く労働者の割合は 8.8% (平成 24 年) と全国平均をやや下回っているものの、政府目標である 5% 以下を達成するためには、より一層の取組が求められます。

こうした中、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や「日本再興戦略 2016－第 4 次産業革命に向けて－」において、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれました。また、政府全体としても、去る 9 月 2 日に「働き方改革実現推進室」を設置するなど、長時間労働の是正を含めた働き方改革実現に向けた取組を開始しています。

この長時間労働問題については、厚生労働省に大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置し、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を 2 つの柱として、省を挙げて取り組んでまいりました。特に監督指導については、本年 4 月に、月残業 100 時間超から 80 時間超のすべての事業場へ監督対象を拡大する

など、その取組を強化したところです。また、平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法(平成 26 年法律第 100 号)」において、11 月は過労死等防止啓発月間とされております。そのため、本年も、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしました。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。このため、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための施策等、各々の企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定、年次有給休暇取得による連休の実現(「プラスワン休暇」)のほか、ボランティア休暇をはじめとする、働く方々の実情に応じた特別な休暇制度の導入等が挙げられます。

過重労働防止対策については、昨年 12 月 21 日の福島県魅力ある職場づくり推進会議において、長時間労働対策を含む「魅力ある職場づくり」の実現のために取り組むことが確認されたところです。

貴連合会におかれましては、働き方改革や夏の生活スタイル変革が進むよう、格別の御配意を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、各企業において過重労働の解消に向けた取組が進むよう、周知・啓発に御協力をいただきたくお願い申し上げます。